

生活福祉委員会記録

○開催日時

令和3年9月15日 午後1時26分～午後2時40分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長	帯田裕達	委員	下園政喜
副委員長	落口久光	委員	阿久根憲造
委員	瀬尾和敬	委員	犬井美香
委員	福田俊一郎	委員	溝上一樹
委員	井上勝博		

○説明のための出席者

市民福祉部長	小柳津賢一	主幹兼生活環境グループ長	村岡実
環境課長	奥平幸雄		

○事務局職員

事務局長	道場益男	課長代理	前門宏之
議事調査課長	川畑央	議事グループ員	芦谷仁美

○審査事件等

- ・ 陳情第4号 藤川地区の風力発電施設建設計画についての陳情
-

△開 会

○委員長（帯田裕達）ただいまから、10日に引き続き生活福祉委員会を開きます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。現在のところ傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合は、委員長において随時許可します。

△陳情第4号 藤川地区の風力発電施設建設計画についての陳情

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止してありました陳情第4号藤川地区の風力発電施設建設計画についての陳情を議題といたします。

本陳情について、昨日の現地視察も踏まえ、当局に確認したい事項等があれば質疑を行い、その後、委員間の自由討議により審査を進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○委員（落口久光）地域説明会の中で事業者さんいろいろ回答されてるみたいなんですが、その中で、今回陳情の中にもあった景観等の問題に対しては、景観と調和を図るためにいろいろ塗装その他いろんな工夫を行って、可能な限り景観への配慮に努めるようにいたしますというような文言があったようなんですが、具体的にどのような手を考えているのか、もし分かりましたらちょっとここでお示しをお願いしたいと思います。

○環境課長（奥平幸雄）グループ長が回答いたします。

○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実）景観につきましては、その色の配慮であれば灰色とか白色に近い色を採用するという形にはなりません。景観形成ガイドライン、県のガイドラインによりましたら、山の稜線を乱さないこととかそういった注意点が書かれているようでございます。

あとは、視点場をやはりどこに持って行って、どの方向を向くか、その時期、季節的なもの、この季節はこういった景観を重視してこちら側を向くとか、そういったところを全て踏まえた上で、今回のアセスのフォトモンタージュ等も作成されておりますので、事業者としては一番見える位置を採用してこの準備書には載せたという形になっております。その上でその色を白または薄い灰色

の基調とするとか、そういったことに環境配慮項目として掲げているようでございます。

○委員（落口久光）あと、今答弁があったような内容のことをその過去何回か行われた説明会では明確に提示しながら説明されたという認識でよろしいのでしょうか。

○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実）アセスの結果の説明の中ではそのような内容であったと認識しております。

○委員（落口久光）今回このような話が上がってきてますので、多分地元の方々への説明はまだ足りないのかなという気がしますので、ぜひ事業者さんのほうにはもうちょっと細かく積極的にまた説明のほうをしていただきたいという思いがあります。

あと、景観の中では具体的な写真の件があったかと思うんですが、これも、その意見交換のところで答弁の中で、参考写真についてはということだと思うんですけど、広角レンズで撮影すると風車が小っちゃく見えてしまいますとかいう文言があったと思うんですが、その後のほうで、なるべく人の視野に近い景観写真となるように撮影しましたというような御回答があったというふうに聞いておりますけれども。この前の委員会のほうで提示のあった資料の写真がその写真のことを指すのか、これとは別でまたあそこの人の視野に近い景観写真となるような写真があるのか。もし、前回、提示があった写真がちょっと違うのであれば、もし見せていただけるのであればちょっと見せていただきたいと思うんですが、まずこの前の写真がどの写真なのか、ちょっとお示しいただきたいと思います。

○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実）環境アセスをするに当たりまして、これは財団法人自然環境研究センターというのが発行しております自然環境アセスメント技術マニュアルというのがございます。これに基づいて景観の影響評価がなされることになるんですが、大体事業者はこれを基にすることになるんですけども。

この中で35ミリメートルサイズのフィルムを使用した場合、焦点距離28ミリメートルもしくは35ミリメートルのレンズが人間の視野に最も近いとされているという記載がございます。これに基づきまして事業者は、今回、画角は35ミリ

メートルフィルム換算で焦点距離28メートルを目安に撮影を行い、人の視野に近いとされる水平画角約60度の範囲を基本としたということで調査を行っております。

写真につきましては、やはり準備書に載せるサイズというのは小さくなりますので、そこまで小さくしてしまうと人間の視野とは確かに異なってくることとなります。このマニュアルの中では実際には、35ミリメートルレンズで撮影した写真の場合は四つ切りサイズに引き伸ばして30センチメートル程度離して見るのが妥当とされておりますので、四つ切りサイズに極力近い形で委員会資料のほうは提示させていただいたところです。

ですから、実際、ほかの写真は今のところは入手できておりません。

○委員（落口久光） すいません、単純に聞きません。この前の委員会資料で頂いた追加資料というのにつけていただいた写真は、その人の視野に近い写真という認識でいいんでしょうかという分に対しては、端的にどうでしょう。

○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実） 端的に言いますと、やや小さいとは思いますが。

○委員（落口久光） 昨日視察に行って、いろいろと私の目線で見た限りにおいては、たまたま葉が出てたというのもあるんでしょうけど、あまり気にならないかなという気がしたんですが。

そこで気になったのが、これもまた先ほど提示頂いた写真の話に戻りますけど、目線がちょっと高いのかなという気もするんですけど、脚立でちょっと高めで撮ったとか、そういうのはないんですか。どうも高さ的に言ったときにどうしても合わなくて、かなりな身長の人を目線で見たようなふうにも見えなくはないんですけど。もし分かったら、教えてください。

○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実） 申し訳ございません、どの高さで撮影したかはちょっと把握しておりません。

○委員（瀬尾和敬） この（仮称）北薩風力発電事業というのは、3市4町にまたがった計画ですよ。こうやって陳情書が出されたのは薩摩川内市だけですか。よその情報は持っておられませんか。

○委員長（帯田裕達） 事務局のほうに説明をお願いします。

○書記（芦谷仁美） 陳情の提出状況については、事務局のほうから回答させていただきます。

阿久根市、出水市、さつま町に照会をかけたところ、今期定例会における陳情の提出はないということでした。

○委員（瀬尾和敬） 分かりました。

あと、こういう事業がもし進められたとなると、その該当する自治体に対して幾らかの例えば財政支援といいますか、助成的なものとかいうのはあるものなんですか。

○環境課長（奥平幸雄） 今のところでは、そういう内容のことはちょっと聞いていません。

○委員（瀬尾和敬） 昨日視察が終わった後に、この会社が経営しています鹿屋市の輝北ウインドファームのところに電話をかけていろいろ聞いてみたんですが、鹿屋市の輝北町には、2004年に16基、100メートル規模のやつが建っていると。2024年にはこれを全部取っ払って、更に出力が数倍するやつを6基、新しく150メートル規模のやつを建てるということでありました。

これまでこの株式会社ユーラスエナジーホールディングスからは、ある程度の財政的なものも支援があったと、今聞いたんですが、これは今後のことだろうと思えますけれども。そうやって、やはり地域の方々にある種の迷惑とかもかかったりすれば、やはりこうやって会社としてはそういうふうな手だてをするんだろうなと考えたところでした。

具体的にこういう助成をしますから認めてくださいというような餌で釣るようなことは、最初のうちはないでしょうけれども、いずれそういうふうな申入れとかが、これはもう確実にあると思えます。そういうときには、また当局とされましても快く受けていただきますように、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○委員（犬井美香） 昨日の視察についてなんですけど、陳情の内容には土捨場のことというのはなかったんですが、昨日の視察は、主に土捨場を中心に視察をする、あとは藤川天神からの景観ということだったと思えますけれども、なぜそのようになったのか、教えていただけますでしょうか。

○環境課長（奥平幸雄） 昨日の視察の件については、土捨場をこちらから指定したというわけではないです。

あと、藤川天神については写真の関係もあった関係で、委員会のほうから見たいという申出があってというふうに、こちらは捉えております。

○市民福祉部長（小柳津賢一） すいません、私が答弁していいのかどうかよく分かりませんが、課長が答弁したかったのをちょっと代弁させていただきます。

我々は先日の視察に対して、随行を求められて随行したという認識でおりまして、調査ルート等について私どものほうからここを見てくださいというふうに申したつもりはないという答弁だったと思います。

○委員長（帯田裕達） 今、課長、部長が答弁なさったように、昨日の天候を考えて省略した部分もありましたが、意図的に土捨場を省いたということは委員会ではなかったと思います。その土捨場も何か所かはこの辺ですよとか、それからあの辺に風車が建ちますよという程度の視察だったんですけど、意図的にそういうことはなかったと思います。

○委員（犬井美香） 土捨場のことに関してもすごく大きな問題ではあるので、見ていただけたことはすごくよかったかな。1、2、3、4、5のほうはちょっと危険もあって行けなかったということもあったんですけども。

ただ、この陳情に関しては、中津俣集落の地形であったりとか本俣集落の地形であったりとか、やはりそういう観点からも必要だったんじゃないのかなというふうにちょっと感じたところでした。

すいません、委員会からということであれば、分かりました。

○委員（落口久光） あってはならないことなんですけど、万が一、今、環境影響評価に入っている手続を随時進ませていくようになるんですけど、評価等々に誤りがあったというのがずっと後で発覚をした場合、いろんなところでちゃんとチェックはするんですけど、それが今回の熱海市の件とかも見て、そういうのがもしすり抜けがあったとして、それ以降の事業者さん側への対応というのに対しては、行政側の対応はかなりの強制力を持つものになるんですか。ならないといけないと思うんですけど、実際どうなんだろうというところをちょっと確認させてください。

○市民福祉部長（小柳津賢一） 私もちょうと

細かいところが、すいません、きちっと答弁できないので恐縮なんですけど。

一つは、今回準備書に掲げられた事業の内容が、準備書、評価書の作成時点と計画が大きく異なることがたまにあります。これは一般論です。そのときは、簡単に言うとアセスの手続を、準備書の段階からだったと思いますけど、やり直しというのがあります。

最終的に評価書としてその環境アセスの結果が確定するわけですけど、その評価書の内容に大きな欠陥が見つかったときは、ちょっとすいません、法律の規定をきちっと全部網羅的に把握してるわけではございませんのであれですけど、恐らく大臣の勧告によって再調査、再評価というのはなされる可能性はあると思います。

すいません、ちょっと曖昧な答弁で申し訳ございません。

○委員（落口久光） これも住民説明会の中でも、もし万が一そういうのがあった場合には専門家等々の意見を十分考慮した上で対策を講じるというのがありましたので、そこについては徹に、対応をしていただきたいなど。住民の方々もそういうところが一番不安でこのような形になってると思いますので、ぜひそこについては、ちょっとまた当局を通じて話をさせていただきたいなということと。

あと、ちょっと先ほどの説明会の話に戻したいんですけど、今回このようなのが出たということで、実際この該当地区から何人ぐらいの方が参加されたのかなというところもあって、いわゆる周知のほどがどの程度あったんだろうというところがちょっと気にはなるんですが。もし分かりましたら、過去実施された説明会で、今回1地域からの陳情ということになってますので、大体何名ぐらいの方が出たかというのが分かったら、お願いいたします。

○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実） 説明会につきまして、ホテルオトリで説明会が開催されたんですけども、参加者は24名でしたが、ちょっと市の職員もそれは含まれておりまして、全体で24名です。

ですから、結構、薩摩川内市の方に限ってどうだったかというのはなかなかちょっと判断は難しい、事業者でないとその住所等は記録してござい

ませんので。マスコミの方も含まれていたのは事実でございます。

○委員（落口久光） 職員も含めて24名ということであれば、多分、ぜひ、特に陳情が出されますので、この地域に特化してという言い方は妥当かどうか分かりませんが、全体の説明会もプラスでやりながら、やっぱり地域の方中心のやつも必要かなと、もうちょっと細かく具体的な質疑ができるような環境をつくりながら、そういう意見交換というか説明会をする必要があると思いますので、まずそのコンセンサスの多分、取り方が足りないんじゃないかなとすごく強く感じましたので、そこについてはまた事業者さんのほうにも言っていただいて、地域のスケジュールの件もあるので1回というわけにはいかないかもしれませんが、数回ちょっと開催していただいて、まずはちょっとより理解を深めていただく場を設けていただきたいなというのを思いますので、要望ですけど、お願いしたいと思います。

○委員（井上勝博） ちょっとこれは確認なんですけれども、同じ場所にもう一つの事業者が計画を立てておりますが、この二つの事業者が競合する格好でいるわけですね。それで、この事業者二つとも認可されるということはある得ないという認識でよろしいのでしょうか。どちらか一つが選ばれるというふうに認識でいいのでしょうか。

○市民福祉部長（小柳津賢一） 恐らく、今、委員がおっしゃいましたのは、いわゆるFIT法、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に係る認可のことだと思います。

要は、FIT法というのがありまして、その認可を受けないと、簡単に言うと大手の電気事業者に売電をして収入を得ることができないということなので、風力発電で得た売電収入を得るためには、そのFIT法の認可を得ていないといけないということになるわけですけど。

その認可のやり方が、報道等あるいは今回の事業者の説明書の資料を見ると、そのFIT法の対象エリアは重複しないというふうになってるようです。いろいろ私どもも国のほうにその辺の運用を聞いてるんですけど、はっきり回答してもらえなくて、正直なところ。

ただ、業者の今現在FIT法の認定を受けてる

エリアはすみ分けはどうやらできてはいるようです。ただ、そのFIT法のエリアが同じエリアでAという事業者とBという事業者がかぶって認可を得ることができるのか云々という話は、ちょっとはっきりとしたものがなくて、自分たちも調べてるんですけど、明確にちょっと回答はできないんですけど、今のところは、今回の件に関してはエリアは別れてるんじゃないかというふうに私どもも認識してますけど、一般論として重複が避けられてる制度の運用になってるのかどうかというのはちょっと国には聞けませんでした。教えてもらえませんでした。

○委員（井上勝博） そうすると、可能性としては、すみ分け的に二つの事業者が造るという可能性も否定できないとなると、環境アセスメントでいろいろと、特に環境に影響はありませんよというふうに言っても、それぞれの事業者がそういうふうに言っても、しかし総体的に二つの事業者がすみ分け的に造った場合に、それが環境に与える影響はどうなるのかというのは誰も責任を負わないということにならないんですか。その辺がちょっとよく分からないんですけど。

○市民福祉部長（小柳津賢一） 恐らく今おっしゃってるのは、たとえ地域がかぶらなくても、要は隣同士で似たような計画があると、その環境影響評価が、環境に対する影響が相乗して出てくるんじゃないかという御趣旨でよろしいでしょうか。

そこは、ちょっとすいません、方法書が準備書に対するたしか知事意見か大臣勧告のどちらか——そのもう一つの事業者のほうもありますので、——のタイミングで、要は近接するエリアについてはちゃんとお互いで相互に調整して、環境影響に関する必要な調査が追加調査が必要であるという場合には、ちゃんとしっかりと追加調査をなささいという趣旨のたしか知事意見か大臣勧告が出ています。ですので、そういう意味でのそれぞれの事業ごとのアセスだけであって、両者の事業のその重なりといいますか、近接によります環境への影響に対する懸念といいますか、そういう部分については、たしか知事意見か大臣勧告のレベルでそれぞれに出てたというふうに記憶しております。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） それでは、ここで質疑を一時中止し、委員間の自由討議を行います。

自由討議としたい論点またはその他御意見はありませんか。

○委員（落口久光） 私ごときが言うのもあれかと思っただんですが、先ほど犬井委員から土捨場の件がありましたけど。

あれは我々というよりは、農林水産部とかあっちのほう防災とかのほうになると思うので、本当は所管外なので、我々が審議できないというところはありますので、環境課でもですけど、一番気にするところなので、本来であればそっちのほうで、もうちょっとがっつりとやるべき、本当だったらそっちのほうで安全面をもっと重視してやるべきことなんだろうなとは思いますが。そういうところが背景がありますので、そこはちょっと理解いただきたいなと思います。

○委員（犬井美香） まず、1点目の住民の健康被害問題というところで、先ほども副委員長のほうからいろいろ質問もしていただいたんですけども。

まず、この導入される定格出力の大きさのものが国内においてまず稼働実績がないということが1点。建設計画では、その中津俣集落までは980メートル、こちらにも書いてあるように、本俣集落までは1.6キロメートルと、やはり非常に近いということ。あと地形的にも谷あいの集落であるということ踏まえると、やはり超低周波音とか風車の騒音ということで健康被害を受けることはやはり危惧されるのかなと。

事業所の環境影響評価準備書についての意見の概要と事業者見解というのがもう出ましたので、先ほどちょっと副委員長も言われたと思うんですけど、その中では「超低周波音とか風車騒音など健康被害の声を頂戴した場合は、個別に現地状況の把握を目的とした調査やヒアリングをさせていただいた上で、風車影響によるものであることが確認された場合は、専門家などの意見を踏まえながら個別に対策を検討していきたいと考えている」というふうに回答されていました。

ここで、ちょっと私は疑問に思うのが、建設されてからどのような個別対応もできるのかなという、少しその個別対応という中が見えない不安と

いうのがまず1点あるなというふうにちょっと思ったところです。

あと、2点目の景観のことも、先ほど来、フォトモンタージュという話も出てたんですけども。

昨日お話した中では、梅園を望んで、花が咲いてる時期とかということ想定したやはり写真にはなっているような、私はそのように受け取ったんですけども。今は年間通じて本当に静かな、緑が豊かだからか分からないんですけど、藤川天神にはやはり参拝客が多くはなってきました。それを考えると、やはり示されてる景観写真だけでは少し足りないものがあるんじゃないかなというふうに思いますので、やはりまずその他の季節も含めた景観を調査し、再度検討する必要もあるかなということ。

3点目のダンプカーなどによる騒音とか振動及び土の粉じん問題などに関しては、土捨場計画は今回のこの委員会ではないということもあったんですけども、ここをもし——昨日もちょっと、見た箇所は少なかつたんですけども、見ていただいたように、紫尾山系は花崗岩がやはり多いというふうに地質の先生も言われています。花崗岩というのは、やはり風化しやすく、真砂土といって、皆さんのほうが御存じだと思うんですけど、やはり崩れやすいという地形もあって、もしこの土捨場問題が場外に捨てるということになったときに、残土を全量場外排出すると、1日当たり956台分の大型通行車の数が増加するというふうにもう回答されておりました。それらも事業者としても環境の影響であったり粉じんの問題であったりと、そうやって場外に出すことによって車の交通も増えるからいろんな問題がまた出てくるであろうというふうな認識はやはりされているようだったので、やはりこの3点について考えたときにおいても、少し現実的にいろんな意味で難しい事業なのではないかなとちょっと私は考えているところです。

○委員（井上勝博） 陳情には、今、犬井委員もおっしゃったように3点の指摘がされておりますけれども。

私も一つの騒音被害の問題なんですけれども、やはり24時間、もう休みなく365日、そういう騒音があるということも考えておくと、やっぱ

り静かであるということが住んでる人たちにとって実際どうなのかと。

私は、峰山の柳山に登ったときに感じるのは、飛行機がいつも飛んでるという音がするんです。ジェット機の音がします。ゴーという音がずっとしてるんです。それで、なんだろうなど、最初は本当ジェット機だと思ってたんですけども、どうもやっぱり羽根が空気を切ってる音がジェット機の音に近い音を出してるように思ったんです。

だから、私はそれがずっとあるということが、人の健康にどうなのかなど。一時的に1時間や2時間ぐらいではどうってことなくても、それがずっと住んでる居住地で起こってるということになると、やはり住んでる人の身になってはどうかなどという疑問がやっぱりあるということと。

それから、やはり景観の問題が言われておりますけれども、私も今日、ふるさとの丸山を眺めながら、あそこに風力発電がどんと真ん中に建たらどんな思いがするだろうという思いをしているんですけども。やっぱりその地元の人たちにとってみれば、そこに住んでるのはそこがやっぱり住みやすいし、環境がいいということで、いろいろ買い物には不便だったりとかそういうのはあるかもしれないけれども、やっぱりそういう自然を愛して住んでる人たちが多いということを考えて場合に、幾ら事業者が景観はそんなに影響はありませんよと言っても、それは事業者の目から見たのであって、住民の側に立ったものではないなどというふうに感じてるところです。

あとは、土捨場が崩れやすい斜面になってるということについては、対策は打つというふうにはなってるけれども、地元の方々の不安というのは消えないなというふうに思いますので、やっぱりそういうことも考えれば、もう少しまだ見聞を深める、知見を集めるというか、そういうことが必要かなと思ってて。

日置市に行く ― 薩摩川内市樋脇から藤本を通って行くところ、そこの先に行くと、集落に近いところに風力発電がありまして、非常に近いところにあって、そこの住民の方々が実際どういうふうな思いを持ってるのかなということも一度聞いてみたいなどは思ってるんですけども、そういったことも含めて、もう少し審査をしていく必要があるんじゃないかなと思っています。

○委員（阿久根憲造）昨日、現地を視察させていただきまして、紫尾山の麓のほうになるんだと思うんですけど、林道等見させていただきまして。途中で物すごく崩落したようなところもありまして、そういったのは7月の長雨の影響だというふうに聞いたりしてるんですけども。

開発をしてもしなくても、日本の国土って、最近の大雨の影響で表層崩壊とか深層崩壊とかそういった被害が出てるところが多数出ております。そういったところに大きなお金を、例えば紫尾山のほうに入れたりすることが通常そのインフラ投資で可能なかというふうに考えると、相当難しいのかなというふうな気がしております。何らかの手だてで開発をするなりして、そういったものを人の力で防ぐということも大事なのかなというふうに考えると、今回のその風力発電の事業って、紫尾山系の幾らか開発されるような形にはなりますけれども、山道や林道の整備とかそういったものにつながっていくのかなというところをちょっと感じた次第でした。

環境アセスメントの段階で聞く質問じゃないかもしれないんですけども、例えば開発を進めていく中で市とか県とかが負担しないといけないお金とかというのは今後出てくるというか、どういった形で関わっていくのかというところが、もしほかの地域の事例などを参考に分かるのであれば教えていただければなどと思うところなんですけれども。あるいは、その事業者がたくさん負担して開発してくれるのかといった視点も含めて。

○委員長（帯田裕達）阿久根委員にお願いします。次の質疑のときがありますので、そのときに再度簡潔にお願いいたします。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）それでは、自由討議を終わり、ここで質疑に戻します。

そのほか質疑はありませんか。

○委員（阿久根憲造）先ほどの質問につながるんですけども。

紫尾山を開発するに当たって、薩摩川内市の市に関わる場所、そこだけを視察させていただきました。結構のり面が崩れかかっているようなところも多数あったんですけども。

今後、風力発電の開発を進めるに当たって、あ

あいったところを整備していくのは自治体になるのか、それとも事業者さんのほうで手を入れていくような感じになるのか、その辺りがもし分かっていたら教えていただければと思うんですけども。

○市民福祉部長（小柳津賢一） 一般論的な部分も含めますけど、基本的にアセスをして、アセスに伴ってその評価書で必要となる対策というのは全部事業者の負担。私どもとして今事業計画が許認可を受けてるわけではございませんので、私どもとして今回の風力発電事業、先ほどもありましたように2事業者が同様のエリアになってるわけですけども、どちらかの事業に、一方に対して、市としてあるいは県も含めて関連する工事を市としてするという考えは今のところは持ってないところでございます。

○委員（瀬尾和敬） 先ほど井上委員のほうから柳山の風車の音のことが出ましたけれども、あそこが開設されて何年かたってますが、これまでそういう市に対して環境問題のことで苦情とかそういうのは寄せられましたか。

○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実） 音が聞こえるという御意見は頂いております。確かに、夜眠れないという方もいらっしゃるというふうには認識しております。その方の家がどれぐらい離れてるかという具体的な調査までは、すいません、実施しておりません。ですけど、地図上で見ると、どのエリアも大体1キロメートル近くは離れてるところかとは思っております。

○委員（瀬尾和敬） 風力のメリット、デメリットというのを調べると、大体デメリットのところ騒音被害というのがもう確実に出てきますよね。もう私が見た文献では、340メートル離れた人がそれを裁判沙汰に持ち込んだというのはもう見たんですけど。この陳情書でいうと980メートルですから、1キロぐらい。風向きによってはもう相当聞こえるでしょうけれども。

こういうのというのは、例えば実際造ってみて、そしてその風向きとかいろんな気象条件とかいろんなものも関係してくるわけであって、一概に例えば1キロメートルであるからもうこれは絶対うるさいんだとか決めつけることはいかなんかかなと思うんですけど、何かそんな考え方はないんですか。

○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実）

柳山については事後調査も実施をしております、その報告書も提出は受けております。この書類上は、どうしても音の大きさ、デシベルで評価をするものでございまして、その上では環境基準と照らし合わせれば確かに基準よりは下であるとか、そういう評価にはなってくるんですけども。

風車の音というのは識別できます。ほかの音とやはり周波数が若干異なったりして、特に風切り音がしたりするときなんか顕著で分かりやすくなると思うんですけども、全く聞こえないということでは確かにないところです。評価の上ではデシベルで評価しますので、基準はクリアします。ですけども、音は認識できます。その音が気になるか気にならないかでまた、やはり感覚公害になりますので、人それぞれ変わってくるということで認識しているところでございます。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

それでは、当局に対する質疑は以上で終了いたしますが、この後の審査の進め方について委員の皆様から御意見はありませんか。

○委員（井上勝博） 市長が知事に対して意見を上げるという期日は迫ってはいるんですが、ただこの問題については一度ちょっと見ただけということじゃなくて、もう少しやっぱり調べていく必要があるので、継続審査が望ましいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（帯田裕達） ただいま本陳情を継続審査にしてはという声がありますので、ここで起立によりお諮りします。本陳情を継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（帯田裕達） 起立少数であります。よって、本陳情を継続審査にすることは否決されました。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本陳情に反対の討論はありませんか。

○委員（阿久根憲造） このたびの陳情第4号藤川地区の風力発電施設建設計画についての陳情につきまして、私のほうから反対の討論をいたします。

まず、株式会社ユーラスエナジーホールディングスによる風力発電施設が藤川地区の北東に位置する紫尾山系に建設予定となっております。北側のほうです。事業者による地域住民への説明会が実施され、環境影響評価準備書の縦覧なども行われ、これを受けまして藤川地区コミュニティ協議会の田中会長さんから住民の健康被害問題、藤川天神の景観問題、建設工事に伴う騒音、振動、粉じんによる健康及び安心安全な生活への影響、こうしたことを非常に懸念されまして、本計画にて設置が予定される藤川地区近隣の8基の風力発電施設に対しての建設計画の中止を求める陳情とその他これに該当しない風力発電施設の際の工事関係車両がもたらすおそれのある同地区住民への健康被害に対するこういう建設工事計画の策定に当たって、更なる説明会の開催を求める陳情が出されております。

先日、環境影響評価基準書への意見と事業者の見解を取りまとめた概要書を読ませていただきました。寄せられた質問はたくさんございました。また、事業者のほうも科学的な見地から回答するだけでなく、地域住民の生活や立地予定の自然環境等に対して目を配られてるような姿勢は一応うかがえてるような感じだなというふうに確認しております。

加えて、昨日大雨が視察のときも降っておりました。そういうものが降り注ぐ中で、建設予定地をちょっと怖い思いしながら視察しておりましたですけれども、建設予定地に向かう道中で、先ほども言いましたけれども、舗装されていた道路が大幅に崩落して、その崩落したところはもう数十メートル下のところに向けて崩落していたりとか、あとはのり面が危なそうなところ、こういったところもいろいろ確認させていただきました。

限られた税収の中で、広大な地域のインフラを国、県、市がそれぞれの管轄において管理し、保全している現状がございます。意見書の中でも、土砂の崩落とか排水斜面の崩落、熱海市で見られたような災害の発生を心配する声が多数見られておりました。ただ、国内の山系、山脈は、昨今の

雨量が急増することが影響してると思いますがけれども、いろんな地域でそういうところが開発の有無にかかわらず表層崩壊であるとか深層崩壊、そういった土砂災害が見られたり危機に直面してる現状でございます。

先般視察で確認した崩落の現場もまさにそのような現場だったんじゃないかなというふうに思いますけれども、舗装道路が寸断されて数十メートルに渡って土砂が崩れているところを確認して大変びっくりしました。復旧するのも非常に危険な感じもしております。安全上の懸念もあり、相当な期間や予算も想定されます。こういったことをちょっと見させていただいております。

また、藤川天神からの景観につきましては、参道から神社に向けてはそういったものは見えないんですけれども、確かに北側のほう、本市のキャラクターでもあるつんの銅像が建ってますけど、そちらが見ている方角のほうに恐らく風力発電のブレード等が姿を現してくるんだろうと思います。

この藤川天神につきましては、県内各所から、私もですがけれども、主に学業を祈願する参拝客がたくさん来ていると思います。私もたくさんお世話になりました。北薩地域の人々の間で学業に関連する守護神という大きな位置づけにありますので、ちょっとした風力発電の施設がこのような藤川天神の天神様のブランドに果たして傷をつけるほどのことかなというふうなことはちょっと考えております。また、そうした施設では少々役不足ではないかなというふうに薩摩川内市民として自負する気持ちもございます。

騒音問題につきましては、我々人間は高齢になるほど高音域は聞き取りづらくなり、高い声は聞こえにくくなりますけど、低い音や声はあまり影響を受けずずっと聞き取れるようなところがございます。なので、設置場所から1キロ近く離れていても、音の発し方、風のコンディション次第といったところもあると思いますけれども、やはり騒音の被害というのは考えられると思います。事業者さんには十分配慮していただきたいなというふうに思っている次第です。

藤川天神につきましては、歴史的な価値、天然記念物である臥龍梅を有する本市で5本の指に入る観光スポットでもありますので、このコミュニティの田中会長が守り抜いて次世代に引き継いで

いく責務があると強い覚悟を述べられております。これには深く敬意を感じております。

であるからこそ、今回この地域に参入してくる巨大な資本を有する事業者を迎え入れて、本市のインフラ整備であるとか重要な施設の維持に活用していただきたいという思いもございまして、このたびの陳情のせっかくの申入れではございませぬが、反対させていただく所存を申し上げます。

以上が、私の反対の討論でございます。委員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長（帯田裕達）次に、賛成の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）今回の陳情について、私の立場は、再生可能エネルギーを早急に普及すると、そしてやっぱり気候変動問題についての解決方法を見いだしていくというそういう立場は変わりません。

ただ、日本の再生可能エネルギーが普及しないのは、大型の風力発電とか大型のメガソーラーとかそういったものが環境を破壊し、そしてそれが住民の反対運動があちこちに起こってるということから、言わば再生可能エネルギーが悪者になってしまってるということが原因であるという指摘がされております。住民にやっぱり賛成されなような再生可能エネルギーを造っていけば、かえってこの普及を妨げてしまう、こういう問題が起こってくるわけです。

今回の紫尾山系のこの大型風力発電については、二つの業者がこれは競合していると。それで、万が一、二つの業者がただそのすみ分け的な開発をするということになると、今説明されているアセスメントでの環境影響評価を飛び出して、2倍、3倍のその被害ということになりかねない問題でもあります。

また、先ほども申し上げましたように、騒音被害については現実に24時間365日ずっとその騒音が続くということが住民にとっていかに苦痛であるかということも想像できるものであります。

また、景観については、先ほど申しましたように、愛するふるさとにそのように大型の風力発電が連立するということが、そこの住民の方々を深く傷つけていくということにもなりますので、私はこの陳情に賛成していきたいと思っております。

○委員長（帯田裕達）次に、反対の討論はあ

りませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）次に、賛成の討論はありませんか。

○委員（犬井美香）阿久根委員の言われることも、一つのインフラ整備ということもすごく大切だとは思いますが。

ただ、インフラ整備をした後、健康被害を訴えた住民というのがあった場合、どうすればいいのかと、私もすごく心配になります。とにかく、国内で稼働されていない規模のものが建設されるということで、非常に地域の住民の人たちは心配しております。

インフラ整備と簡単に言いますが、拡張工事だけを考えても相当な大きなものになると私は考えています。昨日も見させていただいたように、本当にあちこちが崩れやすい危険な林道にもなっておりますので、簡単なことではない。とにかく、最低でも継続審査、そしてこの陳情も私は賛成したいと思っております。

○委員長（帯田裕達）これで討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。本陳情について趣旨を了とし採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（帯田裕達）起立少数であります。よって、本陳情は不採択とすべきものと決定しました。

以上で、陳情第4号の審査を終わります。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（帯田裕達）以上で、日程の全を終りましたが、委員会報告書の取りまとめについては委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉会

○委員長（帯田裕達）以上で、生活福祉委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会
委員長 帯田裕達